

文部委員会議録第十五号

(五三三)

昭和二十七年四月二日(水曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡田正三門君 理事 若林 義孝君

理事 甲木 保君 理事 小林 信一君

理事 鹿野 幸吉君 坂田 道太君

理事 圓谷 光衛君 長野 長廣君

理事 平島 良一君 水谷 昇君

理事 井出 太郎君 笹森 順造君

渡部 善通君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部事務官(大臣 相良 惟一君)

官房総務課長(大臣 釘本 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

文部事務官(大臣 久春君)

る請願(玉置實君紹介)(第一七四九号)

同(玉置實君紹介)(第一七七二号)

東北大学教育学部を宮城学芸大学として独立設置の請願(庄司一郎君外一名紹介)(第一七五〇号)

地方教育委員会の設置単位等に関する請願(森幸太郎君外二名紹介)(第一七七二号)

学校給食統制実施等に関する請願(加藤隆太郎君紹介)(第一八一四号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十九日

義務教育費全額国库負担に関する陳情書(愛知県議会議員長田秀世)(第一〇七三三号)

同(福井県議会議員長山孝二)(第一〇七四四号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する陳情書外一件(静岡県立吉原高等学校校長浦田隆二外一名)(第一〇七五五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出)(第六二二号)

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出)(第一一〇号)

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案(内閣提出)(第一四五号)(予)

〇竹尾委員長 これより会議を開きます。

日程の順序を変更いたしましたして、連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。天野文部大臣。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、連合国及び連合国民の著作権に關し、日本国との平和條約第十五條(c)の規定に基き、著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約第二十五條において「連合国」として規定された国をいう。

2 この法律において「連合国民」とは、左の各号に掲げるものをいふ。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人及びこれに準ずる者

三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げるものがその株式又は持分(当該法人その他の団体の役員が有する株式又は持分を除く)の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前二号又は本号に掲げるものが支配する宗教法人その他の営利を目的としない法人その他の団体

の団体

3 この法律において「著作権」とは、著作権法に基く権利(同法第二十八條の三に規定する出版権を除く)の全部又は一部をいう。

(戦時中に生じた著作権)

第三條 昭和十六年十二月七日に日本国が当事国であつた條約又は協定の、日本国と当該連合国との戦争の発生の時以後において、日本国又は当該連合国の国内法により廃棄され、又は停止されたかどうかにかかわらず、その日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間に、当該條約又は協定により連合国又は連合国民が取得するはずであつた著作権は、その取得するはずであつた日において有効に取得されたものとして保護する。

(著作権の存続期間に関する特例)

第四條 昭和十六年十二月七日に連合国及び連合国民が有していた著作権は、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間を加算するものとする。

(当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く)に相当する期間を加算した期間繼續する。

2 昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合国又は連合国民が取得した著作権(前條の規定により有効に取得されたものとして保護される著作権を含む)は、著作権法に規定する当該著作権の存続期間に、当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く)に相当する期間を加算した期間繼續する。

(翻訳権の存続期間に関する特例)

第五條 著作物を日本語に翻訳する権利について、著作権法第七條第一項(翻訳権)に規定する期間につき前條第一項又は第二項の規定を適用する場合には、それぞれ更に六箇月を加算するものとする。

(連合国及び連合国民以外の者の著作権)

第六條 前二條の規定は、日本国と当該連合国との間に日本国との平和條約が効力を生ずる日において、連合国又は連合国民が有するものにおいて、連合国又は連合国民が有する著作権(前二條に規定する加算期間を加算することにより、著作権の存続期間が同日以後なお繼續することとなる場合を含む)についてのみ、これを適用する。

(手続等の不要)

第七條 第三條から第五條までの規定の適用については、申請書の提出、手数料の支拂その他一切の手続又は條件を課さない。但し、著作権法第十五條(著作権の相続、譲渡及び質入の登録)又は登録税法明治二十九年法律第二十七号)第十條(著作権の登録)の規定の適用を妨げない。

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

○天野國務大臣 ただいま政府から提出いたしました連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

この法律案は、日本国との平和條約第十五條(丙)の規定に基くものであり、同條約に規定されている事項と同一事項を規定するものでありますが、このような法律案を提出するに至りました理由は、次の通りであります。すなわち、対日平和條約の規定だけでは、一般国民の理解に不十分な点もあり、また実施上の細目について欠けるところもあります。そこで條約上の義務を日本国及び日本国民が誠実に履行するために、また将来において起り得べき問題をできるだけ避けるためには、同條約同規定の解釈を法律で定める必要を認めなければなりません。

次に、この法律案の内容について、おもなる点を申し上げます。

第一は、著作権に関する日本国との條約または協定が廃棄または停止され

た場合においても、連合国及び連合国民が戦時中に取得した著作権は、これを保護する旨を明確にいたしました点であります。第三條はこれに関する規定であります。

第二は、この法律案は、著作権法に規定する著作権の保護期間に関する特例を定めたこととあります。すなわち、(イ)昭和十六年十二月七日に日本国において存在した連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間に、戦争期間に相当する期間を加算した期間継続することとしたしました。また(ロ)戦争期間中に生じた連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間に、著作権が取得された日から日本国と当該連合国との間に対日平和條約が効力を生ずる日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間、継続することとしたしました。第四條はこれらに関する規定であります。

(ハ)著作権のうち特に翻訳権に関する保護期間については、前述(イ)による加算期間を加え、さらに(ロ)の六箇月を加算することになりました。具体的に申し上げますと、著作権法第七條第一項に規定している翻訳権に関する十年という期間は、この十年に前述(イ)による戦争期間を加え、さらに(ロ)の場合において六箇月を加えた期間となり、第五條はこれに関する規定であります。

第三は、前述の連合国及び連合国民の著作権の保護期間延長の利益は、日本国と当該連合国との間において対日平和條約が効力を生ずる日に、連合国及び連合国民が有する著作権のみが受けることと規定いたしましたこととあります。すなわち、その日に非連合国

または非連合国民が譲渡を受けて権利者となつてゐる著作権は、本法による期間延長の利益を受け得ないのであります。第六條はこれに関する規定であります。

第四は、連合国及び連合国民の著作権に関する譲渡については、著作権法に定める原則通り、登録をしなければその権利を第三者に対抗できないこととし、またこの登録については、連合国及び連合国民に対しては、登録税を課することとしたこととあります。第七條はこれに関する規定であります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長 本法案に対しますた

だいまの説明に対する質疑は、大会に附することといたします。

○竹尾委員長 次に、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案を議題といたします。前会の文部

○相模政府委員 適格審査の規定に、違法行為に該当いたしますものとい

しましては、不適格者を故意にその職につかした場合はどうか、あるいは不適格者が教職についた場合であるとか、あるいは調査票に虚偽の記載をした、あるいは事実を隠した記載をした場合、それから最後に調査票を徴せられましたが、それらからいって、不適格者が不適格であるにもかかわらず、この三つの場合でござい

○渡部委員 大体この教職員の就職禁止というものは、軍国主義、超国家主義者に対する追放というところに關連しておつたわけでありまして、これはその教職員たちが、實際上日本の犯罪戦争の遂行に協力したという意味で、しかもこれは戦後日本の民衆が実現しようとして来た民主國家の発展のために、ぜひとも必要なのとして、国民もこれに協力したわけでありまして、しかしその場合、やがて情勢が変化しまして、アメリカの占領者及び日本政府が進歩的な活動に対する、あるいはアメリカや日本当局の反動的な政策に対して闘つて行く運動全体に対する弾圧が強化されるに従つて、次第に進歩的な教職員に対する迫害が加つて来たのであります。このことが、従来ならばほとんど問題にならなかつた事例が、公職追放あるいは不適格者の條件となつて来た実例が、しばしばあるわけでありまして、一つの例をあげますと、平野義太郎君が教育委員の候補者として立とうとして、適格審査の要求をしたときに、これはほとんど問題にならなかつた、その意図はまったく違つておつたある文書がたまたま「反動者」に利用せられて、不適格者というこ

○相模政府委員 現在お六百七十名の未解除者が残つておりますが、これらの人々につきましては、講和條約発効以前に解除の手續をとるよう、至急手續をとつております。

○渡部委員 そうしますと、現在不適格者として存在しておる者、言いかえれば、未解除者が六百七十名だけであり、その六百七十名全部の追放解除、あるいは不適格條件の解除ということが、実現されることになつておるわけですか。

○相模政府委員 大体六百七十名の大半は職業軍人でございまして、職業軍人につきましては、目下關係方面と、なるべく解除がすみやかに実現して行くように折衝中でございます。それ以外の人々につきましては、ただいま申しました通り、できるだけ早く解除したいと考えております。

しては、当時の進歩的な學者たち全体が反対したばかりでなくて、中立的な學者たちまでが、これに對して憤慨したわけでありまして、しかしとうとう不適格者にされてしまつた。こういう実例があるわけであつて、このような例は、ほかにもしばしばあるものであります。この法案がかりに実現しました際には、そういう人々たちに対する取扱いはどうなるのか、この点を明確にされたいと思ひます。

○相模政府委員 現在お六百七十名の未解除者が残つておりますが、これらの人々につきましては、講和條約発効以前に解除の手續をとるよう、至急手續をとつております。

○渡部委員 そうしますと、現在不適格者として存在しておる者、言いかえれば、未解除者が六百七十名だけであり、その六百七十名全部の追放解除、あるいは不適格條件の解除ということが、実現されることになつておるわけですか。

○相模政府委員 大体六百七十名の大半は職業軍人でございまして、職業軍人につきましては、目下關係方面と、なるべく解除がすみやかに実現して行くように折衝中でございます。それ以外の人々につきましては、ただいま申しました通り、できるだけ早く解除したいと考えております。

○渡部委員 大体このうしたことに関連しまして、教育者の追放問題が、情勢の反動化とともに全国に起きたわけ

すが、こうした問題についての考慮は、どういふふうになされておりますか。

○相模政府委員 こうした問題と申しますと、どういふことですか。

○渡部委員 追放者に対する今後の処置です。従来、日本の発展の上に、あるいは日本民族の不幸や犯罪の上に非常に大きな役割をなした教育者を、今追放から解除するというのであつたのでは、当然いふゆる赤色ページといわれた形で追放された民主的な教授たちに対する処置も、同時に考えなければならぬし、そう考へることが中正であり、妥當であると思はれるわけですが、この場合これと関連して、この処置をどういふふうに考へられておるか。

○相模政府委員 こういふような制度を全廃いたしました。今後教職に再びつくことにふさわしいと認められる人は、おの／＼任命権者の良識によつて、教職につくことが可能になると考へております。

○渡部委員 そうしますと、赤色ページといふような形で、全国的に不当な追放を受けた教授あるいは教職員たちが、今後は当局者の考へいかによつて、自由に就職できるということなんですか。

○相模政府委員 民主教育に携はることがふさわしいと考へられる場合は、教職につくことはもちろん自由になり、可能になると考へております。

○渡部委員 そうすると、従来の追放令によつて、つまり今廃止されようとする法律に基いて追放された人たちのうちには、もちろん一部分は、新しい進歩的な情勢に應じて、考へ方や実

践の上でも違つて来ている人々もあらうわけですが、しかし、むしろ今日のよ／＼な反動的な趨勢の中にふさわしいような人々も、もちろん多いのでありまして、こゝろ人々たちは、民主的な教育を実現するといふ上からは、決してふさわしい人々ではない、今日でも断じてないものである。こゝろ人々たちがこの教育界に全部復帰して来るといふことになりまして、日本の教育の反動化、戦争教育にふさわしい教育が、再び日本の中に高まつて来るといふ、懸念すべき問題が当然起きて来るわけですが、こゝろ場合には、解除された人々が旧職に復するといふようなことが、原則的にあるのではななくて、これもまた学校当局の方針にかんよつて就職するといふことになるわけですか。

○相模政府委員 ただいま申しました通り、任命権者の裁量によつて、就職が可能になると考へております。

○渡部委員 それでは次の点に問題を発展させますが、文部当局としては、戦時中戦争協力のために追放されたような人々たちが、今日学界あるいは教育界に復帰するといふことが、今日の情勢で好ましいことと思はれるのか、またレッド・ページといふ名によつて不当な追放を受けた人々たちが、今日その職に返つて民主的な運動を進めることが正しいと考へられるのか、この二つの点を、方針として考へておられるに違ひないと思はれるので、お聞きしたい。

○相模政府委員 要するに、このよ／＼な制度を廃止いたしますことは、教職追放制度の目的は、もはや完了したと考へておるわけでございます。

○岡(延)委員 ただ一点だけお伺いたします。

本案は、教職員の就職禁止等に関する政令を、全面的に廃止することを目的とするものと解するのであります。が、政府は、これを廃止した後に、教職員の就職適格に關しまして、何か別個の措置を講ずる考へであるか、何もしないで野放しにする考へであるか、その点について、大臣の御答弁をお聞きしたいと思ひます。

○天野國務大臣 別にかつた処置をする考へは持つておりません。

○竹尾委員 ほかには質疑はございませんでしようか。

○小林(信)委員 今年の予算の中を見ますと、この適格審査の問題はなくなるけれども、しかし、何か特別の予算がとつてありまして、当分の間、これにかゝるものを存置するために費用が必要であるといふふうに、予算書に説明がついておつてあると思ひますが、これとは關係はありませんか。

○相模政府委員 もちろん、かゝるような制度を廃止いたしますと、あとに残務整理の必要もございまして、それが、それに関する予算は考へておりますが、なお予算編成の際には、こゝろ制度を全廃するといふ、そこまでは客観情勢が至つておりませんので、多少の形をかえて、現在の制度以上のものを強化するといふような考へではなく、多少これにかゝるものを考へておつたときもあつたのでございまして、おつたも、その後ろ／＼情勢の推移によりまして、かゝる制度を全廃すると考へておつたわけでございます。

○竹尾委員 ほかにはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○竹尾委員 御質疑がないようでございますから、これにて質疑を終了いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹尾委員 御異議なしと認めます。質疑はこれにて終了いたしました。

これより討論に入ります。

ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○竹尾委員 速記を初めて。

討論の通告があります。これを許します。渡部義通君。

○渡部委員 教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止するといふことについては、われ／＼は原則的に賛成であります。

本来、軍國主義あるいは超國家主義的な活動によつて戦争に協力して、日本民族の悲慘と、日本民族の他民族に対する犯罪行為を助長した者は、当然日本のあらゆる領域から締め出さるべき性質のものであります。それは、実は國民の要求として要求したのであつて、國民はもつと広汎な人々を、各分野の活動的な地位から、ポストから追放すべきである、強力にあつた當時要求したことは、すべての人が御存じの通りであります。本来、國民の力によつてこゝろ人々を追放し、ほんとうに民主的な教育界をつくり出さなければならなかつたのであるが、たゞ／＼當時の権力者によつてこゝろ政令が持ち出されたといふところに、日本の教育界のその後における非常な困難が来たのであり、日本の民主的な改革といふものの弱さがそこに根を發したわけ

でありまして、今日われ／＼は、外國の支配のもとにできた法律の一つを廃止するといふ意味では、いかなるものでも、大体において廃止すべきであるといふ意見でありますので、さういふ点から賛成するわけでありまして。

但し、教職員の追放が、あるいは不適格な決定が、この法律によつてなされたのではなしに、もつと別な政治的な理由によつて、非常にすぐれた進歩的な教授から教員に至る膨大な数が追放されておるといふ事実をわれ／＼は省みなければならぬと思ふ。これらの人々こそ、日本の教育の民主化と、將來の発展にとつて非常に重大な役割を果すべき人々であつたのであります。その人々が追放された。これは日本の民主化をはばむ勢力がこれを追放したのである。具体的に言ふならば、アメリカ占領者と、日本の吉田政府の方針が、民主化の方向に進むのではなしに、日本を再び軍事的な國家にし、それに應じた教育を國民の中に推し広めることなしには、アメリカ占領者の対日政策を貫くことができないといふ根本的な世界政策の一環としてこれが行われたといふ事実を、われわれは確認しなければならぬと思ふわけでありまして。

こゝろ意味で、この法律は廃止すべきであるけれども、日本の教育をほんとうに民主的に、將來の日本民族の発展に役立つものとしてつくり上げて行くためには、レッド・ページをも含めたすべての追放者が、これと同時に旧職に復して行けるような勢力がなさなければならないし、また他方では、この法律が廃止されたからといつて、今後日本の軍事警察的な方向に、

あるいは戦争準備の科学や教育に協力するような教員たちは、国民の力によつても、また文部当局の方針によつても排除するといふ根本的な態度を、われわれは持つて行かなければならないと思ふのです。こういうことを原則的に文部当局の方針としても確立した上で、この法律を廃止したところの実効というものを、日本の民主化の前進という点に向けて進めて行く、そういう立場から、私はこの政令の廃止には賛成するものであります。

○竹尾委員長 討論はこれにて終局いたしました。

これより採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○竹尾委員長 起立総員。よつて本案は原案通り可決いたしました。

本法案の報告及び報告書の提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思ふ存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認めさよう決定いたしました。

○竹尾委員長 次に、ユネスコ活動に関する法律案を議題といたします。前会に引続き質疑を許します。渡部君。

○渡部委員 この前回は、このユネスコ活動に関する法律案の技術的な面に就いて二、三質問したのであります。その技術的な面においてさへ、大臣の出席なしには、十分に政府当局の方針を伺うことができなかったわけでありました。そこで、きょうは若干の問題について、質問したいと思ふのであります。

第一に、ユネスコ活動を推進する上に、各方面の意見を十分に取入れなければならないといふ説明がなされております。これはごくけつこうなことでして、ぜひともそうしてもらわなければならないわけでありまして、ユネスコ、すなわち国際的な教育、科学、文化活動を行う上には、何よりも、まず日本の教育、科学、文化活動を高めることが必要であります。しかも、その教育、科学、文化活動は、日本民族独自のものの発展こそが、外国との交流の基礎となると私たちは考えております。日本民族の教育、科学、文化といふものは、国民の動きの中から、終戦以来特に高まつて来たのでありますけれども、現在では、この国民的な動きというものが押えつられて、この国民的な教育、科学、文化活動に對して、官僚制が非常に強化される傾向を持つてゐるのであります。大臣は、この民族の文化の源泉である働く大衆の動きの中から芽ばえ、成長しつつある教育、科学、文化活動について、その意義をどういふふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○天野國務大臣 私は、そういう文化、個性というものを尊重して行かなければならぬといふふうに考えております。

○渡部委員 その育成の場合に、現在発生しつつあるものを、どういふふう

に重大なものとして把握しておられるか。これは政府のこの活動を促進する上、最も重大な問題になつて来るし、日本の文化全体の上で、非常に重要になつて来るので、この点を、もう少し詳しく聞きたい。

○天野國務大臣 民主主義的な傾向を、できるだけ助長して行きたいといふふうに考えております。

○渡部委員 次に、国際ユネスコ活動の性格について見ましても、またこの法案の中でうたつてゐることにつきましても、第一に重要なことは、諸国民の生活を知り、教育、科学、文化を通じて、諸国民間のこれらの点に關する交流をはかり、理解と協力を進めるといふことがうたはれてゐるわけでありまして、この場合、私たちは、確かに日本の現在の教育にせよ、文化にせよ、科学にしましても、いろいろ外国のものを取入れ、日本のものを外国に伝えるといふある努力が拂われてゐるというところは認めておるわけですが、それは一部分であると同時に、一面の生活や、その外国の発展の要素や方向や、あるいはその国に興つてゐる科学、技術、教育、文化といふような事柄が、日本に十分に入つて来ない、あるいはそれを観察することが非常に妨げられてゐるという他の現実をも、認めざるを得ないわけでありまして、たとえば、外国の出版物であります、ソ連とか中国とかから、出版物が十分な形で入つて来ない。少くとも、いろいろな形でこれらの入国が妨げられてゐるばかりでなくて、中共とかソ連とかの出版物を頒布したという理由だけに、中日報善協會の教人が軍事裁判にかけられてゐるというやうな事実があるわけでありまして、このやうなことがあつては、中国とかソ連とかいつたやうな前進的な社会の文化を日本が攝取し、あるいはこれらの国に日本独自の文化を伝えて行くといふやうな交

流の機会が、非常に妨げられてゐるわけでありまして。しかも、日本としましては、中国のやうにあの非常に低い段階であつた社会が、その後あの變革を経て非常に急速に發展した、それはどういふところに原因があるか、あるいは發展した中国がいかなるものを生み出してゐるかといふことは、日本の民族の將來の文化を考える上からいつて、非常に重大なことであるからぜひともこれは日本の国民が知らなければならぬ問題であるし、また国民はこれを知ること非常に大きな期待を持つてゐるわけですが、しかし、それが妨げられてゐるといふことであつては、これは地理的環境からいつても、歴史的、伝統的な關係からいつても、非常に深い關係のあるこれらの前進的な文化と交流するといふことが、非常に困難になつて来る。この点について、文部當局としては、どういふふう

に今後これらの國々との文化交流を築いて行こうとしておられるのか。制限がある、とすれば、どういふ点に制限があり、また文化交流の上からいつて、どういふ制限が取除かれなければならないと考えておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○天野國務大臣 世界中がみんな平和になつて、文化が十分に交流するやうになるというのを、私どもは希望しておるものであります。それが現実においてはまだできないといふことは、非常に遺憾なことですが、そういういろいろな障礙が、だん／＼にユネスコ精神の徹底によつて取除かれる、こういうやうに考えております。

○渡部委員 しかし、ユネスコ精神が、このやうな形で世界の平和が実現

されて、交流が全般的に行われることを期待されるときは、このユネスコ活動に關する限り、それはむしろ積極的に中国とかソ連とかの文化的交流の關係を獨立する努力が、拂われなければならないと思ふわけでありまして、この点についての見解は、いかがでしょうか。

○天野國務大臣 私どもは、ただ観念的にものを考えるのではなく、現実的にして考えるわけでありまして、現実において可能な道において、できるだけこの國とも文化の交流をするやうにいたしたいと思つております。

○渡部委員 現在ソ連であるとか中共からの出版物の自由な輸入状態、あるいは制限された輸入状態は、どういふふうになつておりますか、この点をお聞きします。

○天野國務大臣 現実はいろ／＼、そういう点にまだ不完全な点があると思ひますので、今後だん／＼ユネスコ精神を徹底して、世界中でいふことがどこでも自由にできるやうにしたいと思ふわけでありまして。

○渡部委員 中国やソ連が、日本との文化的な交流を積極的に望んでゐるばかりでなくて、もちろん日本のおける政治的な平常な關係の樹立も、積極的に望んでゐるわけですが、実はこれを妨げてゐるのは、中国に對する政策、つまり中国のかかりに台湾政權を承認するといふやうな吉田内閣の政策、またそれを支持してゐるアメリカ占領者の政策、そういうところから來てゐるのであつて、従つて現実には、こういう政治關係が存在するからこそ、文化交流といふ問題さへも、こちらからとさして行くといふことになつてゐるわけだと思

うのです。このことに關連して、たとへば、文化の上で非常に大きな影響力を持つてゐる映画の輸入問題であります。これは一年間のわが、アメリカの場合には百五十本にもなつてゐるのに、ソビエトの場合にはわずかその五十分の一である三本にしかなつてゐない。こういうことは、改善しようとするならば、幾らでも改善の努力がなされ得るのであり、これは日本の国内の努力によつて、もつて公平なわがのきめ方でもできるものであります。このうわくは、妥當なものとして、文化的な交流が順調な形で進行してゐるものと認めることは、だれしもできないわけでありまして、これについての文部当局の考え方はどうですか。

○天野國務大臣 世界のそういう平和的な交流というものを、何が妨けてゐるかということについては、いろいろの見解があつて、渡部さんの見解にすべての人が同意するわけじゃないと思ひますから、それは見解が違ふということでありまして、ただ、このユネスコの活動によつて、できるだけすべての方面における文化の交流を盛んにしたい、こう考へてゐるわけでありまして。

○渡部委員 それでは、今申し上げた映画のわくの問題であります。これは、非常に重大な問題だと思ひます。大臣は、映画をどれだけごらんになつておるか知りませんが、また私も、それほど映画は見えておりませんけれども、アメリカ映画を見ますと、大部分がアメリカ的な映画であり、日本の、それだけでなくさへ歴史的にも増大してゐる現実の状態で、さらに拡大的に膨張せしめて行くというような性質のものが、非常に多いのであり

ます。(ソビエト映画はどうだ」と呼ぶ者あり)しかしソビエト映画は、見た人ならばだれでもわかるように、健全なもので歴史的なものではない。ソビエト映画の大部分は、ソビエトの国民がいかに国内建設の急速な発展のために協力してゐるか、平和のために協力してゐるかという一面を、その生活の中から描き出したものであるか、また芸術的なものであつても、自由党の諸君であつても、これを見られた人は、みなびつくりするほど芸術的な進歩を持つてゐるわけでありまして、国民もまた、ソビエト映画と言ひますと、非常に多数がこの観覧に出かけて行つておられます。こういうものがわがくに三本であつて、アメリカの映画が百五十本であるというようなことは、はなはだ不当であるばかりでなく、このことの中に、日本の文化的交流というものの現実の姿が、はつきり示されてゐるわけでありまして。だから、こういうことを矯正して行かなければ、国際的な文化交流、あるいは国際的な理解と協力を進めるといふ本法案の精神とも、相反することになるだらうと思ひます。だから、これをどういうふうにかえて行かれるかという文部当局の方針をお聞きしたい。

○天野國務大臣 そういふことも、このユネスコの協力会をよく検討したらよいと思つておられます。

○渡部委員 大臣は具体的な問題についての解決の方針さえも、まだ見つけておられないようであります。だから、こういう問題については、ぜひとも急速に正しい解決の方針を出されて、積極的に公平な文化交流をはかられるような施設をされんことを希望す

る以外には、方法がありません。次に、大法案でも、ユネスコ憲章でも、非常に強調しておりますことは、世界の平和と人類の福祉ということでありまして。世界の平和を実現する大前提の一つは、大臣も先ほどおつしやられたように、平和の空氣をつくり出して行かなければならぬ、確かにそれであります。しかし、われわれが、歴史的に科学的に考へてみて、平和を築き上げて行くところの前提というものは、侵略とかあるいは民族圧迫とかといふことを必然に生み出さなければならぬといふような社会をかえて行く、民族自決といふものの前提に立つたところの民族協力ができて行けるような社会の姿につくりかえて行かなければならぬ。これは社会の改革を要する問題であります。民族の抑圧と侵略という事柄は、歴史的に見て、だれも否定できない。このように、自由党の諸君でさえも、私の意見には反対の諸君でさえも、科学的にはだれしも認めなければならぬ、科学的にはこれは資本主義、こゝに帝國主義時代の社会の必然的な結果であるわけでありまして。だから、戦争をほんとうになくするためには、帝國主義的な社会を改革するといふ、世界の国民的な運動を高めて行かなければならぬ、そうして帝國主義をくずして行かなければならぬ。ここに平和の根拠があるのだといふ、この科学的な歴史的な点について、大臣はどういふふうにお考へになるか。(ソ連こそ帝國主義じゃないかと呼ぶ者あり)帝國主義といふものは、君たちのさういふ理解と違ふのだ。

○天野國務大臣 この國が一番民族を圧迫し、一番自由を奪ひ、この國が一番帝國主義的なことをやつてゐるかといふことについては、いろいろの見解があると思ひます。だから、私はさういふ見解については、今論議しないで、ユネスコ精神の理解を深めて、さうして平和な世界を建設しようといふユネスコ精神にのつとつたこの法案の御審議をお願いしたいと思います。

○渡部委員 重要なことは、このユネスコ精神なるものは、單に精神だけによつて貫かれて行くことはできません。大臣は、單に精神の改革は、精神だけかえて行けばいいのだといふことを、一個の哲學者として考へておられるとは思ひません。精神の改革といふことは、社会の改革と結びついて初めてあるといふくらいのことでは、大臣もはつきりとお考へになつておられると思ひます。だから、ユネスコ精神の問題になりますと、どうしてもこれは平和な社会を築いて行くための新しい社会をつくり出して行くといふ、この動きと結びつかなければならぬ。しかも、この動きを増長することこそが、ユネスコ精神の最も根本的なものになるんじゃないかといふ重大な問題についてお聞きしてゐるわけでありまして。自由党の諸君に、さういふ私の意見をやじつておる諸君に申し上げますが、私は科学的に話をしておるので、この科学的歴史的な問題として、もし議論があるなら、十分に議論しましょう。

○天野國務大臣 このユネスコ精神といふものによつて、お互いに理解を深めて行くといふことは、同時にまた、それが社会をかえて行くといふことなるといふ世界に平和をもたらすかといふことについては、私は見解が違ふといふのです。だから、その見解のことは、今ここで論議しない。一方から考へれば自由を束縛し、さうして他國を圧迫し、侵略すると考へるものを、他方の人は、それが平和運動である、さう思ふのですから、そこに見解の違ひがあるから、見解の論はもうどうか省いていただいて、ユネスコ活動そのものに関する法律を審議していただきたい、さういふわけでございます。

○渡部委員 しかし、さういふことの理解こそが、この国会にとつては、ほんとに私は必要なことであると思ひます。さういふ問題をほんとうに根本的に理解することなしには、このユネスコ活動なんといふものを理解すること、審議することも、實際はできません。

次に伺ひますが、同時に今申し上げたことは、第一には、帝國主義的な社会を改革することなしには、ユネスコがうたつてゐるような問題を、ほんとに貫いて行くことはできない。従つて、祖國における民族解放と社会の改革とを強力に推し進めて行くことのみが、平和運動の問題を解決して行く、世界の平和をつくり出して行く根本問題であるといふことを、第一に申しておかなければならぬ。

次に、だれにもこれは否定することができないことは、世界の平和を築くといふためには、この民族の圧迫とか侵略とかいふもの手段となつてゐる軍備といふものを廃止し、または縮小するところに行かなければならぬかつたわけでありまして。この場合、今までせつかく日本は終戦後再軍備運動が起き

るまでは、国民の要望により、また世界の民主的な勢力の圧迫によつて、軍備というものがなかつたわけでありますが、最近明らかになつた再軍備活動が行われてゐる。そのような再軍備活動が行われたのでは、これはどのように答えても、平和を求めても、再軍備活動でないといふことはできないわけでありまして、この点について、大臣は現在の再軍備運動が、ユネスコの精神から見て、矛盾しているのではないかとこの点については、どうお考えでありますか。

○天野國務大臣 世界のほかの国が強大な軍備を持つて、特に日本にだけ軍備を持たせないといふことは、私は無理だと思ふのです。けれども、私は何も直接に今再軍備が必要であるかどうかといふことを言うのじやございませうが、そういうことの論をする人は、まず世界の軍備をなくしてから言つて、初めて資格があると思ふ。日本にだけやれと言つたつて、無理ではないかと思ひます。

○渡部委員 日本にだけ軍備をなくするのは無理だと思ふけれども、もし日本に今日行われてゐる軍備というものが、日本の国民全体の要求として、日本の民族自決のために設ける軍備であるならば、民族を解放するといふ意味から持つことはできるであらうしやう。しかしながら、今日吉田政府が計画しておゐる軍備といふものは、日本の全国力をあげ、日本の民族的な不幸と危険をさらしながら、そしてつくり上げて行く軍備といふものは、少しも日本民族の軍備ではありません。これはユネスコ精神には一致してゐないものであると思ふ。ユネスコ活動といふものを真剣に考へてお

れるならば、何よりも今日行われておゐるこの再軍備運動に反対しなければならぬ。強力にこの反対運動を進めなければならぬといふふうに考へるわけでありまして、その点については、大臣は今日の軍備の本質といふものを誤解しておられるのではないかとこの点について考へますが、いかがですか。

○天野國務大臣 要するに、世界がい

○渡部委員 しかし、軍備だけではな

○天野國務大臣 意見の相違になりま

○竹尾委員長 渡部委員の発言は、言々

○竹尾委員長 渡部君に御注意申し上げ

○岡谷委員 先ほど岡君から動議が出

○竹尾委員長 たいだいまの岡谷委員の

○訂本政府委員 お答え申し上げます

○竹尾委員長 ちよつと速記をとめ

○竹尾委員長 それでは速記を始めて



しますのは、国の機関としても、地方公共団体の機関としても、いろいろな機関がございます。しかも、それ／＼の機関がなるべく自発的に自主性を持つてユネスコ活動を展開して行くことが望ましいわけでありまして、一面ユネスコ活動の能率的な、組織的な展開をはかることが望ましいのであります。そして、そういう意味から、やはり連絡を保ちつつ行つて行く方が、自主性を保つと同時に能率的でもある、こういう趣旨でございます。

○小林(信)委員 そういふふうに解釈すれば、これは問題ないですが、国または地方公共団体がユネスコ活動をする場合に、経済的な援助とかあるいは助言、協力というものを行わなければならぬというふうな、非常に厳密な字句でもつて表現してあるところを見ると、もつとその内容に立ち入つて、ある示唆を興えて行く、何か自主性を失わせるような感じがするのですが、やはり根本的には、国も地方もこのユネスコ活動というものは自主的であるところに、先ほど御説明のあつた目標が達せられるのではないかと。これを規定されると、何か補助金を出すとか援助するとかいふほかに、この国内委員会の認可を受けなければできないというようにも解釈できるのですが、そういうことはいいわけですか。

○釘本政府委員 民間の自発的なユネスコ活動に対して、この條文が何か自主性を押さえるような、コントロールするようないふ意味を持つておられるかという御質問のようになりまして、申すまでもなく、これはユネスコ憲章に定めるところに従つて行つて行くことが根本でございまして、それにはユネスコ憲章そのものにそういう自発的な活動を伸ばす、決してコントロールするようないふ立場で行わないということが規定されておりますから、その御心配はないと思つてございまして。

○小林(信)委員 もちろん、ユネスコ憲章が、何かそういうコントロールするようないふものを持つておつたら、それは国際的な意味はなくなるわけですが、ユネスコ憲章そのものには、問題はないうわけだ。だからこそ、こういう字句は、かえつて不必要じやないかと私は思つております。従つて、そういう内容であれば、なおさらこの解釈の仕方を行わない場合もあつていいのかというところを、あらためて伺ひたいです。

○釘本政府委員 これはやはり常時連絡をして行つていただく方が、経済的にも、また仕事の能率的な点からも、便利であると思ひます。

○小林(信)委員 便利であることはもちろんです、国際的に関連を持つのが国内委員会です、しかもその間に當つておるのですから、一番いいと思ひますが、しかし、それがどういふ條文でもつて規定されますと、何かその自主性を失わせるようなことになりはしないかと私は心配するのであります。

一応そのことは終りました、それにつきましても、この国内委員会のあり方について、文部大臣の申すところの権限であります。この法律案の内容から考へれば「事務局職員」の任免は、文部大臣が行つて、但し、事務局長の任免については、あらかじめ会長の意見を聞かなければならない」ということになつておるのであります。こういうところに、非常に文部大臣の力が働いてお

る。そして文部大臣は、それには直接関係しないようであるけれども、国内委員会が国、地方を通してその事業あるいは援助ということについては関係する、そういうふうにはありませんか。

○釘本政府委員 ユネスコ国内委員会は、その構成をごらんいただいても、また任免手続をごらんいただいても、きわめて民主的な組織になつておりますので、ユネスコ憲章に、広く政府及び民間の主要な団体を参加させるようにというその趣旨を実現させてあるわけでございます。従つて、国内委員会が非常に官僚的な統制をするというふうな懸念は、国内委員会の性格からして、出て来ないと思つてございまして。

また文部大臣の権限のお話もございましたが、ここにもございまして、きわめて民主的な手続を経て委員その他も任命されることになつておりますので、その点についても、御懸念はないかと存じます。

○小林(信)委員 そこで国内委員会の内容ですが、運営にあたつては、年二回招集して、あとは必要に応じて臨時に招集する場合があるというふうに規定されているのです。そうなつて来ますと、結局国内委員会の活動というものは非常に少なくて、事務局員あつた活動が主にはならないですか。

○釘本政府委員 国内委員会の総会は、年二回でございますが、御承知のようによろしく、科学、文化に関する活動でございますので、非常に専門的な活動が具体的に多くなるわけでございます。そのために専門小委員会が設けられることになつて、それが頻りに

会合もし、事業も行つて行くことになつて、御懸念はないかと思ひます。○小林(信)委員 そこで委員の構成ですが、この六十人の内容として第九條に、一、二、三、四、五、六、七と各界から網羅した形でもつて人があつてゐるのですが、この人数の割振りについては、どういふわけでございますか、これをまず第一にお伺ひしたい。ことに衆参両院から一人ずつ入れた理由も加えて御説明願ひたい。

○釘本政府委員 お答え申し上げます。この委員会の組織の立て方につきましては、根本方針は、ユネスコ憲章の七條に、広く政府及び民間の教育、科学、文化に関する主要な団体を網羅すると同時に、その国の特殊事情に即応するような措置をとることが望ましいと、ございまして。これに沿ひましたのが、一つ。

それから第二としては、すでに御承知かと思ひますが、民間におきまして、日本に自発的に起りましたユネスコ協会の運動、その代表者及び教育刷新審議会あるいは学術会議等の民間の方々、長年研究して来られました案、それらを参酌いたしました、文部大臣の諮問機関でありました準備会で練りました答申案を参考としてつくつたわけでございます。そういたしました第一項の第一号から第四号まで、また第七号の政府職員、これらはユネスコ憲章に定められた條に沿つた案の立て方でございます。それから日本の特殊事情に即応するといふ意味におきまして、国会の代表者を、ぜひこの日本のユネスコ委員会に御参加願ひようになつ

たしたい、こういうふうにいたしましたわけでありまして。国会において、ユネスコに関する決議が行われたことが、わが国のユネスコ活動を非常に強めた理由であります、また国会にもユネスコ議員連盟等の組織もありまして、活

発な活動をしておられますので、日本としては、他の国にはあまり例がないのでありますけれども、御参加を願ひことにしたわけでありまして。

○小林(信)委員 この数というのは、非常にむずかしい問題で、詳しくお伺ひしたいのですが、日本の特殊性から考へて、五、六として衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大

○釘本政府委員 衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大

○釘本政府委員 衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大

○釘本政府委員 衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大

○釘本政府委員 衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大

○釘本政府委員 衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大

○釘本政府委員 衆参両院から一人ずつ出している。私は、先ほど第一章の目標をお伺ひした場合でも、日本の特殊なユネスコ活動というものは、十分に立法する場合に考へて行かなければならぬ。従つて、他国の場合のようなユネスコ活動なら、これはかえつて入れない方がいんじやないかと思ひますが、日本の場合は、他国の一応完成された状態の社会で行うユネスコ活動とは違ひまして、今後その基礎となるものをこれから育てて行かなければならぬ点が、たくさんあると思うのです。そういう意味からして、ここに衆参両院から一人ずつ入れるというところはいいのですが、ただ形式的に一人ずつ入れて、従来この議院の中でも、すでにそういう決議もなされたし、あるいはユネスコ活動というものがあるというだけでもつてなされるのは、非常に意味がないと思ひます。やはりこれは、日本の教育、科学、文化あらゆるものが一応のレベルに達することが必要であるという段階から考へて、相当これは衆参両院の協力を求めなければならぬ。委員会が文部大



これはすぐできるという見通しがつくわけですが、いつごろを希望しておられるか、その点をお伺いしたいのです。できるだけ早いというならば、それでも話は済んでいるわけですが、従つてこれに伴う予算的な措置というものはできておるのか。

○釘本政府委員 予算は認められております。

○小林(信)委員 最後にお伺いしたいのですが、大体ユネスコという教育、文化ということでもつて目的が終つておるようですが、特に科学という言葉が入つてゐることについて、文部省としては、どういう考えを持つておられるか、お伺いしたい。

○釘本政府委員 ユネスコは、御承知のように教育、科学、文化の三つの分野の活動を通して、世界に貢献する活動機関でございます。文部省といつたにしても、当然に科学方面におけるユネスコ活動というものは、非常に重視しなければならぬと考えております。しかも、日本の立場として、科学的なユネスコ活動といつたしまして、たとえば海洋資源の開発のために協力するとか、いろいろ計画が上つております。要するに、科学を人類の生活の福祉に役立てて行くというところに、ユネスコ活動の中心がありますので、日本の場合でも、それに大いに力を入れたと考えておるわけでありませう。

○小林(信)委員 私は、ユネスコという意味からしても、科学というものは、一応最初排除されておつたというふうに考えておるのですが、特に科学が入れたらというものは、今の局長のおつしやるような、そういう意味の取り方でなく、恐ろしい科学的な進歩

が、ユネスコがやつておる世界の平和というものを、かえつてぶちこわすような形になつておる。恒久的な平和を希求するのが目標であるのに、そういう文化の発展から生れて来るところの科学というものは、かえつて世界の平和に大きな支障を及ぼす。だから、科学をどうするということではなくて、その科学を善用する、かえつて人類の破壊に科学が使用されないように持つて行くのだ、こういうふうな考えに重点があるのではないかと申すのですが、この点はいかがですか。

○釘本政府委員 お説とかわらないと思つておりますが、科学を人類の生活の物心両面における改善に役立つようにする、人間の幸福な生活に役立つように科学を利用して行く、これがユネスコの根本方針のように考えております。

○竹尾委員 次に渡部義通君。

○渡部委員 大臣がおられないから、具体的なことについてだけお尋ねしておきます。第一に、ユネスコの地方協力会というものは、今までどういふふうな活動をしましたか。

○釘本政府委員 ユネスコの地方団体は、それ／＼自主的な活動をしておられますので、一口に申し上げ切れないと存じますが、社会教育的な活動、また文化的な活動、さらには地域社会の生活改善というふうな意味合いを持つた活動をしておられるように考えております。

○渡部委員 この地方協力会の中で、主要な労働組合あるいは主要な文化団体といつたものが参加しておるかどう

か、これにはどういふものが参加しておるか伺いたい。

○釘本政府委員 たとえば、仙台におきまして、大阪におきまして、札幌におきまして、福岡におきましても、それ／＼の地域の有識者が参加されて、地域の民衆の幸福のために活動な活動をしておられます。また青年たちも、日本の社会の幸福のために、いろいろ活動をして、このユネスコ運動の名前によつて活動しており、ます。

○渡部委員 私の聞いたのは、主要な労働組合とか、主要な文化団体、全国的なこの労働者組織といつたようなもの、また民間の活動家から成つておる文化団体といつたようなものが、積極的に参加しておるかどうかということですが。

○釘本政府委員 文化団体につきましては、有力な主要文化団体がずいぶん参加しております。労働組合その他については、現在のところ、あまり参加しておられませんが、これから体制も整つて参ることでございまして、ユネスコの精神に賛同して下さる限り、入つていただくようにいたしたいと思ひます。

○渡部委員 先日からわれ／＼が非常に強調した点は、勤労者の中にこそ、日本のほんとうの文化を高め、科学、教育を高めるといふ動きが起きているのです。だからこういう組織の参加しないような活動であつては、それは少しも日本全体の教育、科学、文化を高めるゆえんにはならないという点を強調し、大臣もこの点については、これを伸ばさなければならぬということを言われたわけです。従つて、この本法案

案がつくられるにあつては、労働団体とか、文化人団体とかという民間の強力な大衆を代表するような団体から積極的に参加して、この法案をつくり出すべきであつたと思ひますが、この法案においては、国内委員会設立準備会にあげられた人々だけが、この法案の作成に參與したのか、その他広汎に他の団体等が參與しておつたのかどうかという点を聞きたいと思ひます。

○釘本政府委員 この法案作成の基礎になりました会議には、国民大衆の利害を最も公平に判断される方が参加されましたので、十分国民大衆の立場は、この中に盛り込まれることができたと思ひます。

○渡部委員 労働組合も文化団体も参加しないようなものが、国民全体の立場を考へるといふような、そういう資格は持つていないと思ひますが、その点はこの法案の官報的な内容そのものに現れてゐると思ひます。しかし、それはともかくとして、日本のユネスコ活動は、ユネスコ憲章によりますと「この機関は、加盟国の国内管轄権に本質的に属する事項に干渉することを禁止される。」となつておりますが、国際的な総会の決定による制時は受けるのかどうかという点は、どうですか。

○釘本政府委員 制時を受けることはございませぬ。勧告の場合に、いろいろこちらで考慮するということだけでございませう。

○渡部委員 国際総会の決定がありましても、制時は受けないという性質のものかどうか、その点が第一点。それから第二は、やはり日本の科学、文化活動というものは、日本の特殊な具体的な情勢に應じなければ意義がないものであります。従つて日本には特別の事情がある。たとえば、英国とかフランスのような場合にも、ある程度であるが、日本の場合には、今後外国の直接的な監視のもとに支配されなければならない。こういう中で起る教育、科学、文化の促進や、国際的な交流という問題は、やはり特別な形で取扱われなければならない。特別な形で発展させられなければならない。特別な事情があるわけでありませう。従つて、国際的な議決定が、日本にそのまま決定されるようなことがあつてはならないと思ひます。そういう意味で、日本独特のユネスコの活動が展開され得るかどうか、国際的な制時を受けないでできるかどうか伺いたい。

○釘本政府委員 ユネスコ活動は、根本におきまして各国の国内管轄権に属することは干渉しない。それから、それぞれの個性的な自発的な活動をますます伸ばして行くというところに重点がありますので、そうした場合には、日本に考へがあらましたら、総会に意見を提出して、そして日本の立場をばつきりとの加盟国にも認めてもらうというところが、十分できると存じます。なおその点につきまして、外務省からもお答えいたしたいと思ひます。

○戸田説明員 先ほどの御質問に對しまして、若干補足説明をいたしたいと思ひます。総会の議決の中で、加盟国を拘束するものと拘束しないものとございませうが、このユネスコ憲章の第四條の總會といふところのB項の第四号を

国に提出する提案の採択に当り、勧告と加盟国の承認を得るために提出される国際條約とを区別しなければならぬ。前者の場合には、過半数の投票で足りるが、後者の場合には、三分の二の多数を必要とする。各加盟国は、勧告又は條約が採択された總會の閉会後一年の期間内に、その勧告又は條約を自国の権限のある当局に提出しなければならぬ。』と規定されております。

従いまして、國際條約の形をとりまして總會の議決は、加盟国を法律上拘束するものであります。勧告の形をとりました議決は、加盟国を法律上拘束するものではありません。

なお、日本が文化活動その他につきまして、外國の監視を受けるというやうなことが、今御質問の中にありました。これは私も少しは、どういふ意味ですか、はつきりわかりません。

○渡部委員 日本は行政協定のもとで、特別の状態に置かれておるので、ここでは特別の文化的な動きというものがなければならぬし、國際的に總會において決定されたことが、ここでは適用できないばかりでなくて、かえつて逆な影響を及ぼすやうなこともあり得るわけなので、この場合に日本のユネスコ活動としては、独自の活動がなされねばならないという意味のことを言つておるわけなんでありませう。従つて、この憲章に現われて来た規約的な公的な説明だけでは、なおはつきりとはられない問題があるわけでありませう。

私の質問しておるのは、規約の説明だけではなくて、そういう点の解決の道を、どういふやうに講ぜられるかという点なのであります。

○戸田説明員 およそ國際條約は、守

ることになつております。國際條約でなく單なる勧告は、拘束するというわけではなくて、良心的に従う場合が多いわけでありませう。

○渡部委員 ユネスコ憲章によりまして、歴史的文化的記念物の保存、保護の確保ということが強調されておりますが、このことに關連して、日本の国宝的な文化記念物を外國に疎開をしようというところが、新聞紙上にもしばしば見え、また文化財保護委員會の方からは、ユネスコの方でそういう問題には主としてタッチしておつたという話を聞きました。この点はどうなつておるのか。この問題については、日本の文化記念物について関心を持つすべての人が、國外疎開ということに反對の運動を起したことは御存じでありませう。が、こういう場合に、さしあたり問題になるのは、ユネスコ本部においてそういう動きがある、しかし日本国内においては、ほとんど大部分のものがこれに反對するやうな状況のもとで、今までやつて来られたユネスコ關係の人は、どういふやうにこれにタッチされたかということを開きたいと思ひます。

○戸田説明員 ただいま御質問の文化財の保護に關しましては、おそろしくユネスコで研究しております條約案に關してであらうと思ひます。この條約案は、戰時の場合に文化財の毀損損壊があまりにはなはだしくつたために、万一の場合をおもひながら、文化財を保護するやうな精神に立脚したものでありまして、これまででも、そういう種類の法規が、國際法規の中にはばらばらに存在したのであります。ユネスコ

本部で研究しまして、各國にその案を配布して意見を求めておるものでございませう。その中には、戰時あるいは武力衝突の場合におきまして、文化財を外國に疎開するということも、一つの方法として掲げられておりますが、これはむろんしなければならぬというものではありませうし、また現実にこの前の大戰のときに、ピカソ等がフランスにありまして美術品等を、戰火の及ばない地域、スペインのやうなところに行つたやうな報道もありましたが、これは言うまでもなく万一をおもひにかつてのことではございまして、かういふやうな万全の措置というものは、平時、平和という声が大いに高まつておるときでなければ、できないのであります。従いまして、そういう關係から、現在ユネスコがそういうことを考へておるのだと思ひます。

○渡部委員 だから、日本のユネスコ關係を取扱つておつた人たちが、直接的にどういふことにタッチしていったかということが、重大な問題だと思ひます。これは文部省の總務課長の話でも、おそろしく文化財保護委員會の方では知つてゐるかもしれないが、ユネスコ關係でこれは処理してゐるのだという話があつたので、具体的にどういふやうな処置を考へられておつたのか、あるいはどの段階までこういう話が進行してゐるか、これは日本の文化財關係のことばかりでなく、これに興味を持つ、またこれに従事してゐる非常に多くの人たちが心配してゐる問題でありますので、明確にしておきたいのであります。

○戸田説明員 現在日本には、ユネスコ

國內委員會もございませうし、この種のものには條約案でありますから、結局政府間の條約となるべき筋合いのものでありますから、これは外務省であつてその案を送付して来まして、日本側に見解を求めて参つたのであります。外務省としましては、國內の問題を主として含むものでありますから、文部省側を通して、文部省から國內の權威ある方面の研究に付したと思ひわれまうが、それから先につきましては、文部省側から説明していただきます。

○釘本政府委員 文化財の保護に關する國際條約についてでございますが、ユネスコで研究しておりますこの草案につきまして、文部省では専門機關であります文化財保護委員會で研究していただいてゐるわけでありませう。大體の趣旨はいつつございませうが、日本の文化財の特殊性等にかんがみまして、なお技術的に研究する余地があるというので、ただいま文化財保護委員會の方で熱心に研究しておられる最中でございます。

○渡部委員 そうすると、まだ話は結着がつかないわけですね。

○戸田説明員 まだ結論に至つておりません。

○渡部委員 それから、ユネスコ憲章を讀みますと「いづれの國で作成された印刷物及び刊行物でもすべての國の人民が利用できるようにする國際協力の方法を發案すること」という項があります。これを日本に具体化した場合には、何らかの方法ですべての國の出版物、あるいは印刷物を日本に取入れ、あるいは紹介し、交付するといふやうな手段が講ぜられなければ

ならないし、また講ぜらるべきであると思ひますが、その点は先ほど申し上げたやうに非常に制約されてゐるので、これを打開する具体的な方法を考へておられるかどうか、お伺ひいたします。

○釘本政府委員 ただいまの圖書、雜誌等の流通という点でございませうが、これはユネスコでは、最も力を入れてゐるところの一つでございまして、たとえば第五回總會で採択されました教育、科學、文化的資料の輸入に關する協定とか、あるいは第三回の總會で採択せられた教育、科學、文化的性質の觀覽資料の國際的流通を容易にする協定とか、かういふ協定をつくり、な

るべくその間の流通を容易にしようという趣旨がとられております。その他ブック・クーポンの制度がございまして、外國の書物をお互いにその國の金で買入るという仕組みも考へられ、日本のユネスコ關係者でも、今それを研究してゐるところでございませう。そういう趣旨がとられております。

○渡部委員 それからたとえばソビエトとか、中國とかから、どん／＼出版物が輸入されることを、學界において、國民の中でも非常に望んでおる。しかしなか／＼とれない。どういふ方法をしたならばとれるか、またどういふ方法をとつて、ユネスコがかういふものを日本に取入れることに協力することができるといふ具体的な点。

○釘本政府委員 ソ連の本がなるべく日本に入るやうにするためには、ソ連がユネスコに加入してくれることが何より大事かと思ひます。

○渡部委員 現在具体的にとるには、どうしたらいいか。たとえば、現在遮

断しておるというふうな状態こそ、打開されなければならないのだから、ユネスコの精神からいえば、当然そういう国にも、日本の困情、日本の状態を伝えて行き、向うからもどん／＼科学的なものが輸入されて来るというふう

に、状態を打開することこそが、ユネスコ精神であるべきはずだと思ふ。だからこそ、政治的に解決しなければ解決しないような現在のもとにおいても、文化的には広げて行かなければならないはずなので、その場合に、具体的に処理する方法があるのかどうかというのです。

○釘本政府委員 ユネスコでは、ソ連がユネスコに加入してくれるよう、非常な努力をすつと拂つて参つております。しかし、ソ連はどういう理由かわかりませんが、まだユネスコに加盟しないのであります。ソ連がユネスコに加盟すれば、ユネスコの持つておるいろいろな国際組織から、本もどし／＼入つて来るということもあり得ると思ひますが、ユネスコに関する限り、ユネスコ側の方から勧誘いたしましたしても、なか／＼入つてくれないので、なかなか打開できません。またユネスコの立場から言いますと、相手方の文化的、教育的または科学的な状態を理解することゝも大事なことです。が、こちら側の立場もよく理解してもらふことが根本なので、その点につきまして、どうも加入していただかせんと、こちら側の立場も理解してもらふわけに行かぬわけであります。

○竹尾委員長 本日の質疑はこの程度にとどめ、散会いたします。

次会は明三日午前十時より開会いたします。

午後三時四十三分散会

〔参照〕

教職員除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕